

令和5年度沖縄地方最低賃金審議会
第7回沖縄県最低賃金専門部会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月14日(月) 14:00~15:56
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室 (2階)
- 3 出席者
公益代表委員 3名(上江洲純子、島袋秀勝、城間貞 敬称略)
労働者代表委員 3名(石川修治、喜納浩信、照喜名朝和 敬称略)
使用者代表委員 3名(親川進、佐久本和代、田端一雄 敬称略)
事務局 4名(嘉数労働基準部長、小池賃金室長、宜間賃金室長補佐、
柴垣労働基準監督官)
- 4 議題
(1) 地域別最低賃金の改正額の提示及び調整
(2) その他(結審の場合、部会報告書作成、答申)
- 5 添付
・「第7回沖縄県最低賃金専門部会(議事録)」
・「沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)」

第7回沖縄県最低賃金専門部会（議事録）

○小池賃金室長

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、「令和5年度沖縄地方最低賃金審議会第7回沖縄県最低賃金専門部会」を始めさせていただきます。

はじめに、各委員の出欠状況についてでございますが、公益委員が3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名でございます。

最低賃金審議会令第2条により委員の定数は9名でありますので、本専門部会は最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

それでは議事の進行を島袋部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○島袋部会長

委員の皆様大変お疲れ様です。

それでは「第7回沖縄県最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日の議事録署名人ですが、労働者側委員は石川委員、使用者側委員は佐久本委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題1「改正額の提示及び調整」に移ります。

前回までの状況は、労働者側は現行853円プラス43円の896円。

使用者側は現行853円プラス38円の891円という状況でございます。

まずは各側委員別に控室を用意しておりますので、個別にお話をお聞きしたいと思っております。

その前に、何かご質問等ございますでしょうか。

（ 特になし ）

よろしいでしょうか。

それでは控室の方へお願いしたいと思います。それでは一旦休会といたします。

（ 委員 控室へ移動開始 ）

傍聴人の皆様には大変申し訳ありませんが、休会中は一旦会議室から退出していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局 傍聴人を案内する)

(休 会)

(各側委員、会議室へ移動)

(事務局、傍聴人を案内)

○鳥袋部会長

委員の皆様、それでは再開いたします。

別室において、労使別にご意見を伺い、金額調整をさせていただきましたが、5円差が縮まらず、取り纏めることができませんでした。

これ以上の調整は難しいため、専門部会において採決を行いたいと思います。

では、まず、現行853円を、43円引上げ、896円とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(5名 が挙手)

はい、ありがとうございます。

次に、現行853円を、38円引上げ、891円とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(3名 が挙手)

はい、ありがとうございます。

それでは、採決の結果、現行の時間額853円を43円引上げて896円とすることで、専門部会報告書として取り纏め、本日16時から開催される本審へ報告することといたします。

只今、事務局が報告書案を作成しております。

一旦、休憩とし、しばらく時間をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(しばらくの間)

○鳥袋部会長

はい、委員の皆様お疲れ様です。それでは再開いたします。

(事務局 各委員へ報告書案を配布)

各委員の手元に報告書案が配布されております。ご確認いただくようお願いいたします。しばらく確認の時間をとりたいと思います、よろしく申し上げます。

(しばらくの間)

委員の皆様、よろしいでしょうか。

(よいの合図)

ありがとうございます。

若干、訂正がございます。2ページの方で審議経過というところで、第1項から第6項まで記載がありますが、第2項が重複しているため、それぞれ1項、2項、3項、4項、5項、6項、7項と修正をお願いしたいと思います。

そして修正後の第3項で参考人意見聴取は労側1名とありますが、そのところは労側2名に修正をお願いしたいと思います。

それから、4ページのところで、これは手元に既に修正されていると思いますが、下から5行目から4行目のところで、「今回の最低賃金の引上げが過去最高の43円となったことを踏まえ」、というところで、ここは修正をお願いしたいと思います。

それらの修正を踏まえまして、委員の皆様において本報告書案についてご意見があればお願いいたします。

(特になし)

はい、ありがとうございます。

それでは、本報告書案について本審に報告したいと思います。

よろしく申し上げます。

それでは、ただいまの第7回専門部会の経過及び結果につきましては、16時から本審がありますので、そこで報告いたします。

本審では、沖縄地方最低賃金の改定に係る採決がありますので、よろしくお願いたします。

次に、議題2「その他」とありますが、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局 特にございません、の声)

はい、ありがとうございます。

それでは「第7回最低賃金専門部会」を閉会いたします。

委員の皆様大変お疲れ様でした。ありがとうございました。



沖地最審専第5号
令和5年8月14日

沖縄地方最低賃金審議会会長 殿

沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会
部会長 島袋 秀勝

沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月3日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねたが、合意をみなかったので別紙のとおり審議経過を報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長	島袋 秀勝	弁護士
部会長代理	上江洲 純子	沖縄国際大学法学部教授
	城間 貞	公認会計士

労働者代表委員

石川 修治	連合沖縄副事務局長
喜納 浩信	U A ゼンセン沖縄県支部長
照喜名 朝和	沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長

使用者代表委員

親川 進	沖縄県商工会連合会専務理事
佐久本 和代	沖縄県中小企業団体中央会総務部長 兼総務課長
田端 一雄	沖縄県経営者協会専務理事

審 議 経 過

- 1 第1回専門部会（令和5年7月20日）
 - ・ 部会長、部会長代理の選出、運営規程案について
 - ・ 事業場実地視察の実施の有無、及び関係参考人（労・使）の意見聴取の方法決定
 - ・ 今後の審議日程について

- 2 第2回専門部会（令和5年7月25日、27日）
 - ・ 事業場実地視察【3事業場（飲食業、旅館・ホテル業、クリーニング業）】

- 3 第3回専門部会（令和5年7月31日）
 - ・ 参考人意見聴取（労側2名、使側1名）
 - ・ 令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果

- 4 第4回専門部会（令和5年8月3日）
 - ・ 改正額の提示・調整
 - 労側提示 853円を47円引上げ900円
 - 使側提示 853円を20円引上げ873円

- 5 第5回専門部会（令和5年8月7日）
 - ・ 改正額の提示・調整
 - 労側提示 853円を47円引上げ900円
 - 使側提示 853円を33円引上げ886円

- 6 第6回専門部会（令和5年8月9日）
 - ・ 改正額の提示・調整
 - 労側提示 853円を43円引上げ896円
 - 使側提示 853円を38円引上げ891円

- 7 第7回専門部会（令和5年8月14日）
 - ・ 改正額の提示・調整
 - 労側提示 853円を43円引上げ896円
 - 使側提示 853円を38円引上げ891円
 - ・ 全会一致に至らなかったため労側、使側の提示額について採決
 - 896円について賛成 5名
 - 891円について賛成 3名

- ・別添の要望事項等を報告書に記載して、沖縄地方最低賃金審議会会長宛て提出することで合意。

別添

- (1) 中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月、中小企業庁)に基づく、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の更なる強化を図ること。
- (2) 生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、手続きの簡素化、使い勝手の向上等、より一層の実効性ある支援の拡充を行うこと。
特に、沖縄県内の中小企業、小規模事業者が厳しい経営環境にある実態に鑑み、要件緩和や重点的な配分等の支援を行うことを要望する。
さらに、業務改善助成金の利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。
- (3) ビルメンテナンス等の公共調達において、昨年の答申の附帯決議で要望したところであるが、十分な改善が行われたとは言い難い状況にあるとの意見を伺っているところである。
このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが過去最高の43円となったことを踏まえ、公共調達の契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議すること。
その際には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。